

世帯と人口
8月1日現在

前月比	
人口	296,403 (-1,358)
男	147,084 (-798)
女	149,319 (-560)
世帯数	132,222 (-862)

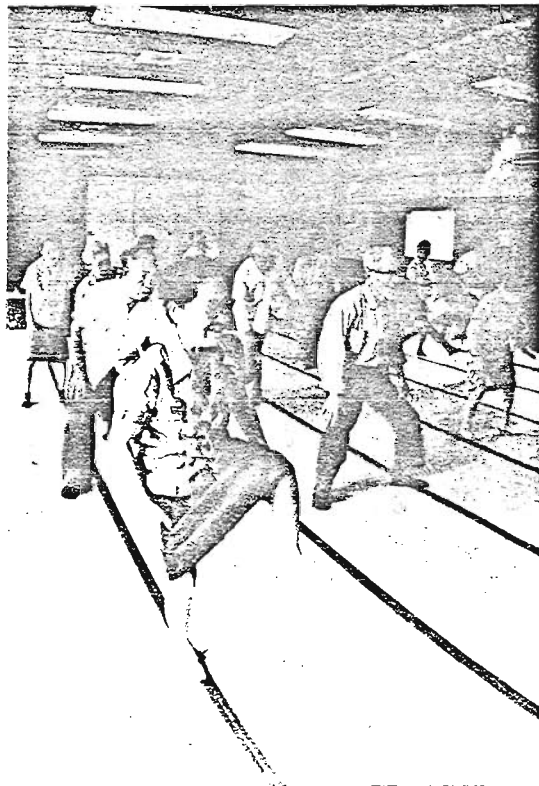
(住民基本台帳による)

おとしよ

発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 番(981) 1111 千170 編集 企画部広報課

我が家の震災訓練

防災は
あなたの家庭から
9月1日 午前11時58分
都内一斉に
サイレンが鳴ります
そのときあなたの家庭では
▽使用中の火気を、いっ
たん全部消し
▽家の中の安全な場所へ
退避し
▽その他の火の元の点検
をいたしましょう



レクリエーション体操を楽しむお年寄り=老人福祉センターにて=

いつまでもお元気で

老人福祉週間=9月15日~21日

長寿を祝い
多彩な催し

9月15日の「敬老の日」を記念して、広く区民の皆さんに、老人福祉について理解と関心を深めていただくために、区では、今年も老人福祉週間を中心に多彩な催しを行います。
長い間社会のためにつくされ、ご苦労を重ねてこられたお年寄りを敬い、その長寿をお祝いすることの催しに、一人でも多くの方がご参加くださいますようお願いしています。

敬老の日
9月15日

敬老大会

豊島公会堂
南大塚ホール

区では、お年寄りを慰安、激励するために、社会福祉協議会、老人クラブ連合会と共催で、60歳以上の方にお集まりいただき、豊島公会堂と南大塚ホールの二会場で開催大会を開きます。

催し物

★お祝いのごは

午前部 9時30分から
午後部 1時30分から
午後部 1時30分から
午後部 1時30分から
午後部 1時30分から

はり・灸・マッサージ

無料奉仕

はり・灸・マッサージ指圧師会のご協力により、70歳以上の方を対象に、無料奉仕を行います。

★申込受付：午前10時から午後2時まで奉仕会場で受け付けます。

はり・灸・マッサージ奉仕会場	
老人福祉センター	南池袋3-5-12 (984)5896
池袋ことぶきの家	池袋2-1067 (982)9658
南大塚ことぶきの家	南大塚2-36-1 (946)7355
高松ことぶきの家	高松2-34 (973)7440
栗鴨厚生会館いこい室	栗鴨3-15-20 (910)9966
長崎厚生会館いこい室	長崎2-27-18 (957)5252

お近くの会場へどうぞ

無料入浴

区浴場組合のご厚意により、70歳以上の方は、9月15日に限り無料で区内の公衆浴場に入れます。

地域敬老会

地区毎に町会や婦人会などの主催で地域敬老会を開きます。

喜寿・米寿のお祝い

77歳の喜寿、88歳の米寿を迎えられた方をお祝いし、記念品をお贈りします。

敬老金・敬老バッジ

9月15日現在で、豊島区に居住している満75歳以上の方(明治34年9月16日以前に生れた方)に、

最高齢者区長訪問

区内にお住まいの最高齢者(男一名、女一名)を、区長、社会福祉協議会会長、老人クラブ連合会会長が親しく訪問し、長寿を祝福し、記念品をお贈りします。

寿手帳

今年65歳になられた方(明治44年1月1日から明治44年12月31日までに生れた方)に、「寿手帳」を郵送します。



募集!

現在、区内に65歳以上で近隣に身寄りのないお年寄りは800名ほどおられます。
友愛訪問員は、区民の方々に友愛訪問員になっていただき、こうした方々のお宅を訪問し、話し相手になっていただくというものです。
▽友愛訪問員になれる方：心身と

もに健康な方。(ただし、民生委員、豊島区老人相談員および対象老人世帯の親族は除きます)
▽対象老人：①65歳以上の一人暮らしの老人 ②世帯全員が65歳以上である老人世帯等
▽活動の内容：①週に3日程度、対象老人世帯(一世帯)を訪問する ②老人から相談を受けた場合民生委員等に連絡する
▽友愛訪問員活動費：月額2千円 ※くわしいことについては、老人福祉課(内線2632)までお問い合わせください。

印鑑登録の切り替えは、9月30日までです。くわしくは福祉課へ。

電話聴取
981-1133へ
老情は一度 いみみへ
☆ 休日・夜間でもご利用できます。

休日診療テレホンセンター
日曜・祝日に病気になったら……
982-5183へ
☆ 受付時間=午前9時~午後5時まで

老人電話相談室
おとしよりのことなら……どんなことでも……
981-8171へ
☆ 相談時間=午前9時~午後5時。夜間・休日は留守番電話がお聞きます。

保育費用の負担のあり方等...

特別区保育問題審議会答申なる言

区では、保育料改訂問題を中心に、その適正なあり方について、先にお知らせしましたように、23区共同で特別区保育問題審議会に検討を依頼してまいりましたが、八月二日、同審議会から区長会に答申がありました。その答申の要約は、次のとおりです。

この答申を尊重し、23区同一歩調で進めたいと考えて検討しておりますが、その詳細については決定次第、本紙でお知らせいたします。

一、保育所の理念と機能
児童福祉法は、すべての児童が健康に生まれ育てられる権利を有すること、国及び地方公共団体が保護者とともに児童を健全に育成する責任を有することを宣言している。

従って、保育所は養護と教育が一体となつて豊かな人間性をもつ児童を育成する機能を具現することによって、児童の福祉に寄与するものである。

二、保育所への期待と要望
保育所に対する国民の要望はきわめて大きく、かつ多様なものとなつてきている。第一に保育所の増設であり、第二に保育時間の延長、心身障害児や病児の保育などである。

これらの要望は、できるだけ実現を図るべきであり、さらに関連する施策(例えば乳幼児をもつ労働者の労働時間の短縮など)を実施し、保育所が真の児童福祉施設としての機能を発揮できるように、国や地方公共団体の積極的な姿勢だけでなく、事業所や住民サイド

からの自覚と協力が強く望まれる。

三、保育費用の負担のあり方

保育所における公共負担(国、都、特別区)と利用者負担との適正な負担の「仕組み」は、保育行政の重要な因子である。

(1) 費用負担の考え方
福祉給付は、本来生存権にかかわる基礎的ニーズに対応する部分については公費で支弁され、より高次のニーズに対しては所得比例的な負担方式によることが原則である。保育所については、その福祉給付は利用者の所得の多少にかかわらず行われることによりより高次の福祉増進を目指すものであり、救済のためのものではない。保育所は、保育に欠ける児童のみを入所させることを原則とし、その入所は保護者の選択に基づくものであり、すべての児童を入所の対象としてはない。他方、保育所の収容能力はなお不十分で、保育に欠ける児童が多数入所できない状態が依然存在している。従って、保育所の運営の経費のうち公共負担については、納税者の質的合理的な理解と合意が得られなければならない。

(2) 負担の区分
それぞれの割合を利用者の負担によつてまかなうべきであるかについて、合理的な基準を設定することは容易ではない。

各負担区分の合理的なあり方については、今後さらに国とのかわり、あるいは後述の都の審議会において十分検討を要することとし、今回の答申に当っては、保育所にかかわる経費のうち利用者負担に占めるべきものを(公共負担相当分)を明確にすることによつて、次のとおり負担区分を定めることとした。

ア 公共負担とすべきもの
④ 都に要求すべき費用

① 運営に要する費用
施設整備費(児童福祉施設整備費)のうち、職員の人件費、保健師、調理員の人件費、(4)直接経費(保健衛生費、給食費、保育材料費)

② 改訂の指標
今回は、保育料が長期にわたりなされてきた点を十分に考慮し、また、家計負担に対する激変緩和への配慮から、上昇倍率の最も小さい実質賃金指数を算出基準とすることとした。なお、昭和39年度から昭和50年度までの間に、国基準保育単価(3歳未満児)六・七二倍、国費基準(3歳未満児、D1階層)二・五九倍、消費物価二・三九倍、名目賃金四・九二倍、実質賃金二・〇五倍、推定所得比(D1階層)二・五倍、可処分所得(48年比)二・七六倍、と上昇している。

保育料改訂の指標

階層区分	改訂額	現行額	上昇率(%)	C1	生民均等率のみ	800	400	2,300
A	0	0	0	C2	5千未満	1,200	600	3,350
B	0	0	0	C3	5千以上	1,600	800	3,950
C1	1,200	600	2,700	D2-1	3千以上1万6,801未満	3,600	1,800	7,100
C2	1,600	800	3,750	D2-2	1万6,801以上3万未満	4,700	2,300	7,300
C3	2,000	1,000	4,350	D3	3万以上6万未満	5,400	2,700	9,300
D1	3,600	1,800	5,200	D4	6万以上9万未満	6,300	3,100	13,000
D2-1	4,500	2,200	7,400	D5	9万以上12万未満	7,100	3,500	15,540
D2-2	5,100	2,500	7,350	D6	12万以上15万未満	7,500	3,700	15,540
D3	8,200	4,000	9,700	D7	15万以上18万未満	8,400	4,200	15,540
D4	10,200	5,000	13,400	D8	18万以上21万未満	9,000	4,500	15,540
D5	11,500	5,700	15,000	D9	21万以上24万未満	9,600	4,800	15,540
D6	12,600	6,300	17,700	D10	24万以上27万未満	10,200	5,100	15,540
D7	13,600	6,800	19,700	D11	27万以上30万未満	10,700	5,300	15,540
D8	14,600	7,300	21,700	D12	30万以上	11,000	5,500	15,540
D9	15,600	7,800	23,700	4 才 以上 児				
D10	16,500	8,200	25,700	階層区分	改訂額	現行額	上昇率(%)	
D11	17,300	8,600	27,700	A	0	0	0	
D12	18,200	9,100	29,700	B	0	0	0	
D13	19,000	9,500	31,700	C1	800	400	2,300	
D14	19,800	9,900	33,700	C2	1,200	600	3,350	
D15	20,500	10,200	35,700	C3	1,600	800	3,950	
D16	21,300	10,600	37,700	D1	2,800	1,400	4,900	
D17	23,100	11,500	39,700	D2-1	3,600	1,800	7,100	
D18	26,000	12,900	43,700	D2-2	4,700	2,300	7,300	
D19	28,600	14,300	48,700	D3	5,400	2,700	9,300	
D20	30,400	15,200	52,700	D4	6,300	3,100	12,870	
			D5	7,100	3,500	12,870		
			D6	7,500	3,700	12,870		
			D7	8,400	4,200	12,870		
			D8	8,600	4,300	12,870		

④国の基準額は定員91~120人の施設の場合です。

すべての社会福祉費について、国・都に対しては、その適正な負担を強く要求していくことが、住民に一番身近な政府としての特別区にとって極めて重要な姿勢である。

特別区は、当面、次の事項について国や都に強く要求していくべきである。

ア 建設に要する費用
建設費の超過負担の解消、用地費に対する国庫負担措置または起債の許可等

イ 運営に要する費用
零歳児保育、長時間保育、障害児保育、3歳以上児完全給食、保育の定数増等保育内容の改善

ウ 地域区分の改善
大都市地区の実態に合った改善
工 保育料(徴収率)
現行徴収率の改善
都の財政上の措置
実態に即した単位費用の算定

(1) 保育所増設について
これからの保育所増設の努力は評価されるが、保育料の増額は年々増加の一途をたどっており、今後とも増設の増設計画を急ぐべきである。

(2) 保育所の運営について
保育内容の改善努力の成果についても高く評価するものであるがなお二重保育、公費増進の是正など未解決の問題が少なくない。今後一層の努力を要するべきである。

イ 保育行政に対する地域住民の信頼にこたえるために児童委員の協力を得るためにも児童委員の拡大

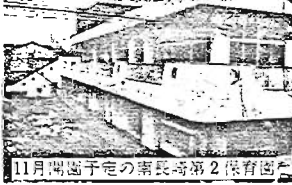
(3) その他の事項
その他の事項
保育料の決定

(1) 家庭での保育について
特別区は、保育サービスの拡大充実とともに、家庭内保育児童

(2) 幼稚園について
特別区は都とともに、保育所と幼稚園のあり方について、幼児の立場から政策の点検と調整に努めるべきである。当面、特に建設費の調整、公私立幼稚園の保育負担の調整等、現実的対策の早急な実現を望むものである。

(3) 未認可保育施設について
未認可保育所については、すでに一定の努力は払われているけれども、さらに、現実的政策基準を都・区共同の責任において立てるべきである。国に対してこの問題の基本的政策を早急に立てるよう強く求めるべきである。

そのために、住宅政策・児童養育政策の充実などについて、国・都に要望するとともに、自らも児童遊園・児童遊園等地域の児童の生活困窮等の整備について、格段の努力が望まれる。



11月開園予定の第2保育園

保育料の決定は、機関委任事務となつては、地方自治の原則に基づいて、広く住民の監視の下に置くことができる「条例事項」とするよう国に求めるべきである。

そのために、住宅政策・児童養育政策の充実などについて、国・都に要望するとともに、自らも児童遊園・児童遊園等地域の児童の生活困窮等の整備について、格段の努力が望まれる。

特別区は都とともに、保育所と幼稚園のあり方について、幼児の立場から政策の点検と調整に努めるべきである。当面、特に建設費の調整、公私立幼稚園の保育負担の調整等、現実的対策の早急な実現を望むものである。

未認可保育施設については、すでに一定の努力は払われているけれども、さらに、現実的政策基準を都・区共同の責任において立てるべきである。国に対してこの問題の基本的政策を早急に立てるよう強く求めるべきである。

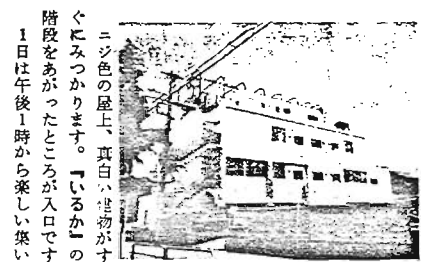
9月 保健所カレンダー

(受付時間) 午前—9:00-10:30 午後—1:00-2:30

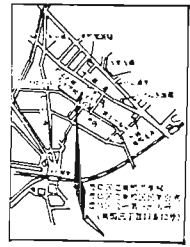
事業名	曜日	実施時間
一般成人健康相談	1.8.22.29日(月) 午前	6.13.20.27日(日) 午前
療育相談	月	13.27日 午後
乳幼児健康診査(4か月児)	火	7.14日(0) 午後 (51年5月生まれの方)
3歳児健康診査	水	28日(0) 午前、午後 (48年8月生まれの方)
成人病相談	木	1.8日(0) 午後 3.17日(0) 午後
ツベルクリン反応検査	木	7.14日(0) 午後 22日(0) 午前
母子健康相談	木	9.16日 午後 9.16日 午後
産婦健康診査	木	9.16日(0) 午後 7.14日(0) 午後
乳健に伴う母親の妊婦健診	木	9.16日(0) 午後 24日(0) 午前
結核予防接種(BCG)	木	9.16日(0) 午後 24日(0) 午前
3歳児心理相談	木	30日(0) 午前、午後 22日(0).30日(0) 午後
3歳児歯科健康診査	木	30日(0) 午前、午後 22日(0).30日(0) 午後
歯科衛生士相談室	木	2.9.16.30日 午前
精神衛生相談	金	24日 午後 10日 午後
育児学級	金	24日 午後
母親学級	金	3.10.17.24日(0) 1:00-4:00 29日(0) 午後
栄養指導講習会	金	17日 午後

◇愛の献血にご協力を〜毎月第2全曜日池袋保健所で献血ができます。
 ☆赤ちゃんと生まれたら「出生通知書」を必ず保健所へ……

児童館だより(9月)
 ☆池袋児童館 982-4992
 「キャンプ思い出会」写真や8ミリをみて、みんなで語り合います。参加したお友だち全員集合、甲武キャンプ：4日2時、館内キャンプ：11日2時
 ☆高田児童館 987-6600
 「11日2時」キャンプ思い出会」高田キャンプ、デイキャンプに参



区で八番目の児童館が9月1日オープンします。



があります。付添いのある幼児、小中学生は誰でも利用できます。ところ：豊島区東池袋3-13-12 どんわ：910-5417
 せつび：ほんのへや・おんがくのへや・くらのへや・こうさくのへや・いるかのひろば・屋上
 じかん：午前9時〜午後5時まで
 やすみ：毎週日曜日、国民の祝日
 年末年始

加した人、8ミリや写真をみて語り合おう。▽25日2時「お料理しませう」。▽26日2時「美術の日」絵を描いたりしませう。▽10月1日「ハイキング」小学一・二年生が対象です。
 ☆南長崎児童館 950-3042
 「2日6時半」チビッコクラブ父母会「▽23日3時」ミニ映画会」児童館でやったキャンプの映画をみよう。▽毎週水曜3時「楽しい

☆「受給者証」をまだお持ちでない方へ
 東京都では、心身障害者の方の医療費の一部を助成しています。これは、社会保険・国民健康保険

障心身障害者「医療費受給者証」の書替え
 9月1日から新しく
 ◎心身障害者医療費受給者証は9月1日から新しくかわります。この切り替えに該当する方は新しい受給者証を今月中に郵送します。

お話を聞こう」▽毎週水曜3時「トーンホールを作ろう」▽毎週金曜「図書貸出し」
 ☆要町児童館 971-7397
 「素敵な作品を作ろう」8日2時半「万華鏡づくり」22日2時半「遊べしおくり」▽18日2時「のびのびキャンプ思い出会」8ミリや写真をみながら語り合おう
 「25日10時半2時」映画会」▽本の貸出しは16日から毎週木曜です
 ☆高松児童館 973-7420
 「30日10月2日3時」開館記念行事たいぼくまつり(地域の方々と盆踊りを・恒例おはけ屋敷登壇)6〜11日実行委員募集 20日3時 時準備会(公開)練習 29日3時

「健康診断」のお知らせ
 脳出血や心臓病の予防、性病の早期発見などのためにあなたのかたの健康をたしかめましょう。
 ◇家庭の主婦、老人、職場等で本年まだうけられていない方はご利用ください。費用は無料です。保健所以外にはスリッパが必要ですが検査内容は

- 1 豊島区内にお住まいの方
- 2 「身体障害者手帳」1・2級または「愛の手帳」1・2度の方

リハール▽毎週火曜金曜レコードの日▽毎週木曜本の日 新しいゲームとレコードがはいりました。
 ☆西栗児童館 915-2301
 「10日9時半」3回お母さんの時間」和紙で作る札入れ▽講師上田澄子先生▽16日18日バレーニッパ(10月1日代々木公園)申込受付小学一〜三年生募集30名
 ☆南大塚児童館 946-7665
 「4日3時」定例卓球練習試合」▽10日10月2日3時開館記念行事たいぼくまつり(地域の方々と盆踊りを・恒例おはけ屋敷登壇)6〜11日実行委員募集 20日3時 時準備会(公開)練習 29日3時

3 国民健康保険の被保険者または社会保険の被保険者の方
 4 所得制限額以下のこと(20歳以上は本人の、20歳未満は保険の世帯主等の前年の所得額8年間取入マイナスイテ給所得控除額または事業必要経費▽が次の限度額以下であること)

実施日	会場
9月13日(月)	池袋保健所
14日(火)	東池袋1の39
17日(金)	高田小1の12
20日(月)	駒込小1の13
22日(水)	西栗小1の27
27日(月)	池袋第三小1の43
29日(水)	池袋第二小1の14
10月1日(金)	大塚小1の153
4日(月)	池袋第一小1の39
5日(水)	東池袋4の40

- ① 保険証 ② 身体障害者手帳または愛の手帳 ③ 前年の所得状況を証明する書類(源泉徴収票、住民税の納税通知書、課税証明書、住居税の納税通知書、ただし昭和51年1月1日に豊島区に住民登録してある方は必要ありません。)
- なお、次の方は除かれます。
 ① 社会保険の被保険者本人の方
 ② 生活保護を受けている方
 ③ 児童収容施設、精神薄弱者施設施設等保深の自己負担金のない施設に入所している方
 ④ 老人医療費助成制度の対象者
 申込み：福祉係(内線2626)

世帯員数	限度額
0人	2,385,000
1人	2,618,000
2人	2,851,000
3人	3,084,000
4人	3,317,000
5人	3,550,000

以上の要件にあてはまる方は、次の書類を添えて申請してください。

「出産健康相談」のご利用を
 お母さんと乳幼児の健康を守るために保健所が出張して「母子健康相談」を実施しますので、ぜひご利用ください。
 ◇9月10日 午後1時半〜3時

「子宮がん検診」
 ◇対象者：満30歳以上の婦人で区に住所のある方で、被検者健康手帳をお持ちの方に区よりお見舞金をおわたします。
 ◇お見舞金：一人 五〇〇〇円
 ◇期間：10月1日〜9日まで
 ◇申請方法：9月1日〜7日まで、被検者健康手帳と印鑑をお持ち

「各種検診」
 ◇実施期間：9月1日〜10月30日
 ◇対象者：明治45年3月31日以前にお生まれの区民の方「受診券」は今年中に郵送します。
 詳細：業務課保健係(内線2553)

「原爆被爆者の方へお見舞金を」
 昭和51年8月1日現在、豊島区に住所のある方で、被爆者健康手帳をお持ちの方に区よりお見舞金をおわたします。
 ◇お見舞金：一人 五〇〇〇円
 ◇期間：10月1日〜9日まで
 ◇申請方法：9月1日〜7日まで、被検者健康手帳と印鑑をお持ち

「出産健康相談」のご利用を
 お母さんと乳幼児の健康を守るために保健所が出張して「母子健康相談」を実施しますので、ぜひご利用ください。
 ◇9月10日 午後1時半〜3時

「子宮がん検診」
 ◇対象者：満30歳以上の婦人で区に住所のある方で、被検者健康手帳をお持ちの方に区よりお見舞金をおわたします。
 ◇お見舞金：一人 五〇〇〇円
 ◇期間：10月1日〜9日まで
 ◇申請方法：9月1日〜7日まで、被検者健康手帳と印鑑をお持ち

区分	一般の地区	(A) 第一種特別地区	(B) 第二種特別地区
第一種特別地区	60	70	70
第二種特別地区	60	70	80
住宅地	80	100	100
商業地	60	70	80

す。(一)メートルをこえるひさし等のはね出し部分がある場合は、その先端から一メートル後退した線で囲まれた面積です)

児童館だより
 9月1日



区民秋季大会

スポーツの秋迫る

Table with 7 columns: 競技名 (Sport Name), 種目 (Category), 期日 (Date), 会場 (Venue), 参加費 (Participation Fee), 申込切 (Application Deadline). Lists various sports like バレーボール, バスケットボール, etc.

対象：区内在住在勤者 (Students are not included). 申し込み：体育係または各競技団体事務所まで。 子に限り参加を認めず。

◆スポーツ教室

◆バドミントン
とき：9月10・17日、10月1・8日
の4日間 午後2時半～4時半

◆初心者婦人アーチェリー教室

とき：9月7・14・21・28日
10月5・12日の6日間
午後1～3時

◆初心者アーチェリー教室

とき：9月3・10・17・24日、
10月1・8日 午後6時半～8時半

◆特別教養講座

テーマ：『市民と都市』
とき：9月17日(金)
午後6時半～8時半

◆茶道講習会

とき：9月9日から毎週木曜日
午後6時～8時 延べ22回

◆民踊の集い

とき：毎週木曜日 午後7時～9時
場所：豊島区民踊連盟

◆山岳映画と講演

テーマ：登山のたのしみ
映画『アイガール北嶺直登』

◆区民はせつり大会

とき：9月19日(日) 雨天決行
ところ：市原市五井 養老川

◆特別教養講座

テーマ：『市民と都市』
とき：9月17日(金)
午後6時半～8時半

◆茶道講習会

とき：9月9日から毎週木曜日
午後6時～8時 延べ22回

◆民踊の集い

とき：毎週木曜日 午後7時～9時
場所：豊島区民踊連盟

◆山岳映画と講演

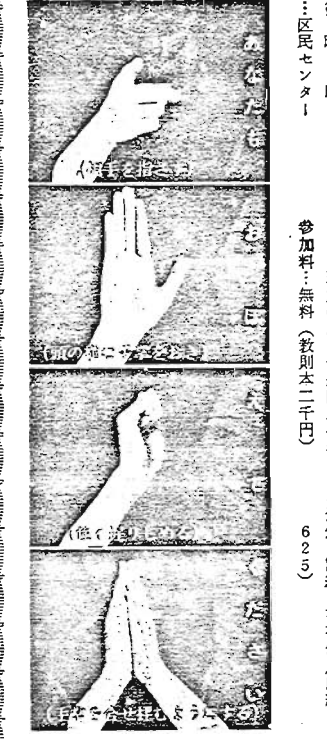
テーマ：登山のたのしみ
映画『アイガール北嶺直登』

だれでも参加できる 第3回豊島区秋季スポーツ祭典

Table with 7 columns: 競技名 (Sport Name), 種目 (Category), 期日 (Date), 会場 (Venue), 参加費 (Participation Fee), 申込切 (Application Deadline). Lists sports like バレーボール, バスケットボール, etc.

主催 新日本体育連盟 豊島区連盟
〒170 東池袋1-15-12 (981) 1345/8315

手話講習会



とき：10月・3月の毎週火曜日
午後6時～8時
ところ：区民センター

南大塚ホールの利用方法がわかりました

南大塚社会教育会館ホールが、9月1日から南大塚ホールとして区民の福祉の増進のための施設として生まれかわりました。

10月の区民保健施設は

9月1日受付開始です
受付場所：豊島公会堂
受付時間：午前8時45分～9時

「存じますか」

「保険料の追納」
保険料の免除をうけた方は、その期間も年金の支給要件である期間に算入され有利な制度ですが、年金額は未納料を納めた場合のみに有利とはいえません。

職員募集

資格：40歳未満の専業主婦
勤務先：区立各保育園
申し込み：履歴書を添えて人事係へ